

20歳になったら国民年金取得の手続きを!

Q1 国民年金はなぜ加入しなければならないの？

A 国民年金は、年をとった時や、いざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

また、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられていますので、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

Q2 加入手続きはいつ、どこですか？

A 20歳になる誕生日以降に本庁、分庁舎住民課国保年金係にて手続きをしてください。転出される方はその住所地で手続きをしてください。

なお、窓口に来れない場合は、郵送による手続きも可能です。

郵送請求先 竜王年金事務所 国民年金課 TEL055-278-1104

Q3 毎月の保険料はいくら？

A 月額 15,590円 (H27年度)

※H28年4月より月額16,260円(670円増)になります。

付加年金をご存知ですか

保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。年金額は200円×納付月数で計算されます。

(例) 付加保険料を10年間納付して、65歳から80歳になるまで付加年金を受け取る場合

付加保険料納付額…400円×120月=48,000円

付加年金額…200円×120月×15年=360,000円です。312,000円もお得!

※付加保険料を納めるには申し込みが必要になりますので、本庁、分庁舎住民課国保年金係にて手続きをしてください。

Q4 毎月の保険料が払えない…どうすればいいの？

A 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料納付が猶予または、免除される制度があります。

相談、手続きに関しては本庁、分庁舎住民課国保年金係まで手続きをしてください。

※手続きをしないと老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

※また、審査までに数ヶ月かかります。

お問合せ 竜王年金事務所 国民年金課 ☎055-278-1104
または、南部町役場住民課 国保年金係 ☎66-3405(直通)

～国民健康保険加入者の皆様へ～

平成28年4月からの 新しい国民健康保険被保険者証を送付します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は有効期限が平成28年3月31日までとなっています。新しい保険証は、3月下旬に簡易書留で世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送いたします。

新しい保険証

新しい保険証はクリーム色になります。お手元に届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、台紙からはがして4月以降医療機関へかかる際には新しい保険証をお使いください。

※4月以降に75歳になられる方の有効期限は誕生日前日までとなっております。

古い保険証

有効期限が過ぎたら、古い保険証は使用できません。

個人情報に記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

就職される方

職場の健康保険に加入されたら、国民健康保険をやめる手続きをしてください。手続きをされないと、社会保険料と国民健康保険税を 二重に支払ってしまうこととなりますので、必ず14日以内に届け出をして下さい。

また、手続きをされずに誤って国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくこととなります。

○手続きに必要なもの…国民健康保険証・印鑑・職場の健康保険証
又は社会保険加入連絡票

進学される学生の方へ

就学のため国保加入者が進学し、町外に住民票を異動した場合は届け出により引き続き南部町の国民健康保険証を交付します。引き続き学生用被保険者証を必要とする方も申請が必要です。

また、社会保険などへの加入や学生でなくなったときは保険証の返還が必要となりますので、必ず届出をおこなってください。

○手続きに必要なもの…国民健康保険証・印鑑・在学証明書

健康保険の加入等の手続きは14日以内にお願ひします